

# 自主管理型社会主義の計画化システム

——ユーゴスラヴィアのシステム——

阿 部 望

## はじめに

今日、社会主義の経済システムはますます多様化してきている。この事情はその重要なサブシステムである計画化システムについても該当する。周知のように、従来、社会主義の計画化システムとはソ連型計画化システムを指すというのが研究者間の共通理解であった。しかしながら、このような理解では、現在大きく多様化してきている社会主義の経済システム・計画化システムを十分に把握することはできないであろう。

本稿の課題は、ソ連型の計画化システムとは区別される代替的なシステムの1つとして、ユーゴ型の計画化システムをとりあげ、それを検討することである。すなわち、「自主管理型社会主義」あるいは「市場社会主義」と呼ばれるユーゴにおいて、いかなる計画化システムが採用されているのかを調べるのが本稿の目的である。なお紙面の制約のため、ここではユーゴの計画化システムの法的・制度的側面に考察を限定する（この計画化システムの実際の機能については、阿部〔1〕および〔3〕を参照せよ）。

以下本稿では、まずはじめに、計画化はどのような主体により主として担われるかを示す（1節）。つぎに、計画化システムは法的にはどのように規定されているのかを調べる（2節）。そして最後に、いかなる作業プログラムの下で、計画が実際に作成されるのかを調べる（3節）。

## 1. ユーゴの社会計画主体

ユーゴの計画化システムを理解するために、ユーゴにおける社会経済主体を

簡潔に分類しておくことが必要である。それらはユーゴに固有な名称で呼ばれるだけでなく、また固有の組織化原則をもつからである。

ユーゴでは、社会経済主体は通常3つのカテゴリーに分類される。第1は「連合労働組織 (organizacija udruženog rada : O U R と略記)」であり、第2は「自主管理利益共同体 (samoupravna interesna zajednica (S I Z と略記)」であり、そして第3は「社会政治共同体 (društveno-politička zajednica)」である。

O U R とは、社会所有の生産手段と資源を用いて活動し、かつ自主管理の原則に基づいて組織された、経済的・非経済的諸組織の総称である。代表的な O U R としては企業があげられる。S I Z とは、勤労者・市民の個人的および集団の必要をみたすことを目的として、彼らが直接にあるいはその自主管理組織・共同体を通して間接的に形成する連合体である。S I Z においては、そのような公的サービスの提供者と使用者の利害が直接に連結される。S I Z は、教育・文化・化学・医療などの分野に、また、住宅建設、電力、運輸などの分野に形成される。最後に、社会政治共同体とは、社会的・行政的な単位（あるいは単位の複合体）に対する総称であり、具体的には、連邦、共和国・自治州、コミューンの地域連合体、コミューンのことである。

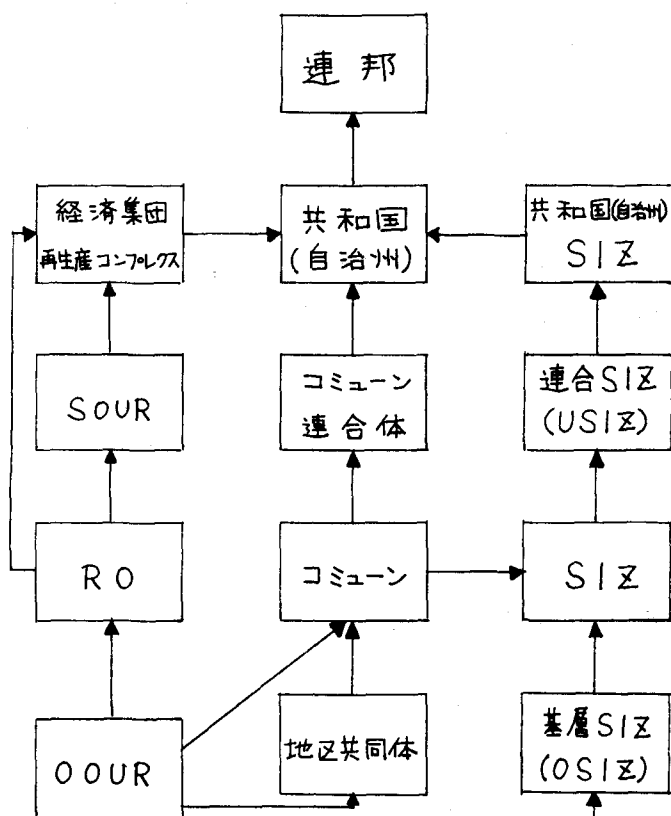
ここでこの3つのカテゴリーに共通していることは、各々が重層的な構造をもつということである。O U R のカテゴリーにとって最も基層的なのは、「連合労働基層組織 (O O U R)」である。O O U R はユーゴの全自主管理システムの根幹である。この O O U R がいくつか集って、「労働組織 (R O)」を形成し、R O がいくつか集って、「連合労働複合組織 (S O U R)」を形成する。

同様なことは S I Z にもいえる。O O U R に対応するのが「自主管理利益基層共同体 (O S I Z)」, R O に対応するのが S I Z, S O U R に対応するのが、「自主管理利益連合共同体 (U S I Z)」である。そして最も高いレベルに、「共和国(自治州) S I Z」が位置する。この原則は、もちろん、社会政治共同体にも該当する。

これらの社会経済主体に関してさらに注意されるべきは、これらの主体の連合体において、「代表システム (delegatski sistem)」が貫徹していること

である。たとえば全システムの根幹たる OOUR は、RO, SOUR だけでなく、OSIZ, 地区共同体、コミュンにも彼らの「代表」を派遣する。これがユーゴの社会政治システムの基本原理である「代表システム」である。以上の関係をまとめて、〔図 1〕に表示しておく。

### 代表 (派遣) システム



(注) —————→ は代表派遣を示す。

(図 1)

## 2. 計画化システムの基本的特性

ユーゴは経済システムをしばしば変更する国として有名である<sup>(1)</sup>。現在の計画化システム（ユーゴの人々はそれを「社会計画化システム《sistem društvenog planiranja》」、あるいはもっと印象的に「自主管理計画化システム《sistem samoupravnog planiranja》」と呼ぶ）は、1970年代初めに姿を現わしはじめ、70年代半ばに、ほぼその全容を現わした。ここではその自主管理計画化システム（以下ではSSPと略記）の法的規定を紹介しよう。

一言でSSPと呼ばれるものは、実は多くの法律、協約、決議などの総合されたシステムであり、そのうちの最重要なものは以下のとおりである<sup>(2)</sup>。

- (1) 『憲法修正』 Ustavni amandmani, 1971.
- (2) 『1976—1980年ユーゴスラヴィア社会計画の採択準備に関する法律』, Zakon o pripremama za donošenje Društvenog plana Jugoslavije za period od 1976. do 1980. godine, 1973.
- (3) 『ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国憲法』, Ustav SFRJ, 1974.
- (4) 『ユーゴスラヴィア共産主義者同盟第10回大会決議』 Rezolucije X Kongresa SK Jugoslavije, 1974.
- (5) 『1976—1980年ユーゴスラヴィア社会計画の準備作業に関する社会協約』, Društveni dogovor o radu na pripremi Društvenog plana Jugoslavije za period od 1976. do 1980. godine, 1974.
- (6) 『1976—1980年ユーゴ社会計画に関する協約のための概要草案』, Nacrt osnova za dogovor o Društvenom planu Jugoslavije za period od 1976. do 1980. godine, 1975.
- (7) 『1976—1980年の全国的共同利益をもつ活動の発展に関する自主管理協定・社会協約の採択のための綱領』, Platform za donošenje samoupravnih sporazuma i društvenog dogovora o razvoju delatnosti od zajedničkog interesa za celu zemlju za period 1976—1980. godine, 1975.
- (8) 『1985年までのユーゴの長期的発展の共同政策の基礎』, Osnove zajedničke politike dugoročnog razvoja SFRJ do 1980. godine, 1975.

- (9) 『社会計画化システムの基礎とユーゴの社会計画に関する法律』, *Zakon o osnovama sistema društvenog planiranja i o društvenom planu Jugoslavije*, 1976. (『社会計画法』と略記)
- (10) 『ユーゴスラヴィア社会計画 1976—1980 年』, *Društveni plan Jugoslavije za period od 1976—1980. godine*, 1976.
- (11) 『連合労働法』, *Zakon o udruženom radu*, 1976.

ここでは SSP の基本骨格を把握するために、上記のリストの中でもとりわけ核心的である、ユーゴ憲法と『社会計画法』をとりあげ、そこに見い出せる基本規定を検討する。

まず、ユーゴ憲法の方からみてみよう。ユーゴ憲法は全 6 部から構成され、全体で 406 条から成る。このうち計画化システムを扱っているのは、第 2 部「社会システム」第 1 章「社会経済システム」の第 7 節「社会計画化」(第 69 条～74 条)である。

それによると、まず第 1 に、すべての社会経済主体(企業、金融機関、社会的機関、「社会政治共同体」など)は、自己の計画を準備・制定する権利と義務をもつ〔特徴 1〕。すなわち、「連合労働基層組織および他の連合労働組織の労働者ならびに自主管理利益共同体、地域共同体および他の自主管理組織・共同体の勤労者は、……以下の権利と義務をもつ。……自主管理の基礎にもとづいて設定される共同の利害と目的に従い、自己の組織・共同体の作業計画・プログラムおよび発展計画・プログラムを独自に採択すること、これらの計画・プログラムを相互にまた社会政治共同体の社会計画と調整すること、そしてそれにもとづいて、社会的再生産の総体および物的・社会的発展全体の方向付けにおける諸関係の調整を確実にすること。」(第 69 条)

第 2 に、基礎的な労働単位(OOUR)の労働者が SSP の全システムにおいて核心的な役割を果たす。つまり、現場の労働者の意志が、大規模な組織・共同体の計画においても直接に反映されるべきだと考えられているのである〔特徴 2〕。「連合労働基層組織およびそれらが複数個集まって形成される連合労働組織の作業と発展の計画・プログラムは、自主管理協定で示されるこれらの諸組織における労働と手段の共同出資から生ずる協働と相互依存性の諸関

係において、採択され実施される。ただしそのとき、連合労働基層組織の労働者の、これらの計画・プログラムの採択について決定する権利が保証されていなければならない。」(第70条)

SSPの第3の特徴をなすのは、「社会政治共同体(連邦、共和国・自治州、コミューンの地域連合体、コミューン)」の社会計画は各自主管理組織・共同体の計画にもとづいて準備、採択されることである〔特徴3〕。「社会政治共同体の社会計画は、コミューン、都市・地域共同体、自治州、共和国および連邦における経済的・社会的発展の共同の利害・目的に関する協定にもとづき、そして、連合労働組織、自主管理利益共同体、および他の自主管理組織・共同体の作業・発展の計画・プログラムにもとづき、さらに、共同で評価された発展可能性と条件にもとづき、採択される。」(第71条)

以上がユーゴ憲法で規定されるSSPの基本的枠組であるが、その詳細な規定は『社会計画法』において与えられる。以下ではこの『社会計画法』の規定により、SSPの上記の〔特徴1〕～〔特徴3〕について、より細かく検討してみよう。

『社会計画法』は全部で3部から成り、全体で130条を含む。第1部は「社会計画化システムの基礎」であり、第1章「一般規定」(第1～15条)、第2章「社会計画化システムにおける諸関係と手続き」(第16～75条)、第3章「自主管理組織・共同体の計画および社会政治共同体の計画の機能と内容」(第76～99条)から構成される。第2部は「ユーゴスラヴィア社会計画」(第100～126条)、そして第3部は「移行および終結規定」(第127～130条)である。

〔特徴1〕について：全ての社会経済主体が社会計画化に参加することに関して、『社会計画法』は、次のように規定する。「労働者および全ての勤労者、自主管理組織・共同体および社会政治共同体は、自主管理組織・共同体の計画の概要に関する自主管理協定および社会政治共同体の計画の概要に関する協約を締結することにより、これらの計画を選択することにより、そしてその達成のための手段を講じ、行動をとることにより、計画化の権利と義務を達成する。」(第2条) ここでいう全ての社会経済主体(社会政治共同体を除く)に

ついで、『社会計画法』は次のように具体的に規定する。「自主管理組織・共同体の計画<sup>(3)</sup>を採択する権利と義務をもつのは、以下の諸主体である。(1) 連合労働基層組織(OOUR)、労働組織(RO)、連合労働複合組織(SOUR)；(2) 連合労働組織(OUR)の共同体および他の形態の連合労働組織の連合体あるいは他の自主管理組織・共同体；(3) 銀行；(4) 資産・人物の保険共同体および他の金融機関；(5) 連合労働組織の、産業連合の組織の、資産・人物の保険共同体の、および銀行の労働共同体；(6) 自主管理利益共同体(SIZ)；(7) 地区共同体(mesna zajednica)；(8) 協定にもとづく連合労働組織；(9) 農民組合……。」(第76条)

これらの社会経済主体の作成する計画の内容について、『社会計画法』は次のように規定する。「自主管理組織・共同体の計画および社会政治共同体の計画は、とりわけ以下に関する共同の利害と目標を含む。

- 社会の生産諸力の発展、労働生産性の増加、労働者および全ての勤労者の社会的・物質的確実性、そして文化的前進；
- 社会主義自主管理型生産関係および国民(narod)と民族(narodnost)の間の関係の再生産と発展；
- 国際労働分業への合理的・平等的参加；
- 一般的国民防衛および社会的自主防衛の達成と発展のための物的ならびにその他の諸条件の創出；
- 空間の合理的活用および生活環境の防衛と向上。」(第4条)

〔特徴2〕について：全社会計画化の核心としての基礎的な労働単位(OOUR)の役割について、『社会計画法』は次のように規定する。「計画の準備・決定のために、物的生産のOOURは、共同の製品・生産における自己の労働を通して所得の獲得に全ての主体とともに、結合・連合しまた共同で計画をたてる。……自主管理組織・共同体の計画および社会政治共同体の計画は、物的生産のOOURにおいて計画される所得と調和していなければならない。」

(第7条)そして「OOURは、恒常的に自己の計画を準備・採択し、RO, SOUR, SIZ, 地区共同体およびその他の自主管理組織・共同体(これらの諸組織・共同体と、OOURは、直接にかあるいは自己のROを通して、所

得、労働・資源の連合および他の利害により結合している）の計画の概要に関する自主管理協定のための諸要素を準備する。〇〇URは、社会政治共同体の計画の概要に関する協約のための諸要素をもまた準備する。」（第29条）

このように重要な役割を果たす 〇〇UR の計画は、以下の諸要素を含むものと規定される。つまり、「 〇〇UR の計画は、以下に関する労働者の相互的権利、義務および責任の規定をとりわけ含む。

- 1) 〇〇URにおける社会的再生産の労働と手段の結合；
- 2) 生産・経営のプログラムおよび組織化、生産・経営のコスト、製品とサービスの実現、輸出入、新しい技術・テクノロジーの調査研究および獲得、労働の組織化と労働時間の活用、労働生産性と経営の効率性；
- 3) 所得の獲得とその分配、価格の基本要素と交換条件、あるいはサービスの実行、信用および信用給付の条件、共同の所得実現のための他の組織・共同体との労働と手段の結合、個人的、共同のおよび一般的消費のための、労働の物的基礎の拡張のための、リザーヴのための、そして個人所得用のおよび個人的・共同的消費用のリソースの配分のための基礎と基準；
- 4) 生産的・自主管理的機能の遂行のための教育および高等訓練、雇用、カードルの熟練・トレーニング；
- 5) 他の 〇〇UR などとの労働・資源の結合を通じての生産の手段ないしは任務の達成のための条件の提供；
- 6) 住宅問題、共同給食、健康管理……の解決；
- 7) とともに結合ないし連結した他の組織・共同体に対する……責務；
- 8) 自主防衛および国民防衛の領域における責務、活動の達成のための手段および他の諸条件の提供；
- 9) 生活環境の防衛と改善；
- 10) 物的・財政的リザーヴなどの確保。」（第77条）

〔特徴3〕について：『社会計画法』はこれについて次のように規定する。

まず、「憲法により規定された権利と義務にしたがって社会政治共同体の計画を採択するのは、個別の社会政治共同体としての連邦、共和国、自治州、コミューン、都市・地域共同体である」と明記したあとで（第92条）、「社会政

治共同体は自己の計画を、自主管理組織・共同体の計画の概要に関する自主管理協定および計画それ自体に基づかせること、そしてそれによって計画化の自主管理的システムおよび所得に関する決定機能の統一化を達成」することを想定している（第 93 条）。

とくに連邦の社会計画について、それは次のように規定する。「ユーゴスラヴィア社会計画は、ユーゴスラヴィア社会計画の概要に関する一つあるいはそれ以上の協約、共和国・自治州の社会計画の概要に関する協約およびそれらの計画、O U R および他の自主管理組織・共同体の計画の概要に関する自主管理協定およびそれらの計画、個別の社会政治共同体としてのコミュニティおよび都市・地域共同体の社会計画の概要に関する協約およびそれらの計画に基づく。」（第 101 条）

社会計画に関して、共和国・自治州の社会計画と連邦の社会計画が最も重要であると考えられているが、共和国・自治州の社会計画は以下の内容を含む。

「……(1) 社会総生産および国民所得の形成、そして総社会的再生産の諸部門および再生産総体ごとのそれらの配分；(2) 再生産総体において所得関係により連結された集団間の関係の調整；(3) 農業および運輸・エネルギー・その他のインフラストラクチャの分野の発展による労働の物的基礎の拡大；(4) 共和国・自治州の地域的・空間的発展；(5) ユーゴスラヴィア社会計画の概要に関する（とりわけ拡大再生産の政策、外国との経済関係および信用・金融政策の概要の調整についての）一つあるいはそれ以上の協約から生ずる、共和国・自治州の負うべき責務；(6) 経済的に発展の遅れている共和国・自治州のより急速な発展をもたらすための共和国・自治州の負うべき責務。」（第 96 条）

連邦の社会計画（ユーゴスラヴィア社会計画）は、これらの共和国・自治州の社会計画にもとづき、ないしはそれらと調和するように定められる、あるいはそれらの集約的表現であるともみなせる。その他に、それは、連邦国家としての社会・経済的機能である「各地域間での経済・労働条件の同一化と安定化」、「競争条件の同一化」、「対外的な経済関係の調整」、「国家防衛」などに関する基本方針を含む。（第 100 条）

### 3. 計画作成プロセス

以上のような基本的特徴をもつ SSP は、「同時平行的な計画化の原則」および「継続的な計画化の原則」（『社会計画法』、第8条）にもとづき、全国いたるところで一斉に、同じペースで、また継続的に、各主体ごとの計画作成活動を展開する。このように複雑な SSP の性格をより良く理解するために、どのような手順・プロセスを経て計画が準備・作成されるのかを本節で具体的に検討しよう。

すでに述べたように、SSP は 1974 年以後導入され、その下で作成された第 1 回の社会計画が、1976—1980 年の中期計画であった。しかしこの中期計画は、充分完備された SSP にもとづいて準備・作成されたというわけにはいかなかった。この中期計画の準備作業は 1974 年には開始されていたが、SSP の一応の詳細な規定を与える『社会計画法』は 1976 年に致って、ようやく採択されたのである。

このような事情により、SSP の下での計画化プロセスをより完備した形でみるためには、1981—1985 年社会計画作成のための作業プログラムを検討するのが賢明であろう。以下でははじめに共和国・自治州レベルでの計画化プロセスを、次いで連邦レベルでの計画化プロセスを検討する。

#### 3. 1. 共和国における計画作成プロセス

共和国における計画作成プロセスを具体的に検討するために、クロアチア共和国のケースをとりあげてみよう。

クロアチア共和国では、1981—1985 年中期計画を秩序ある方法で準備・作成するために、共和国計画局により、『1981—1985 年中期発展計画の準備に関する作業プログラム（草案）』（Program rada na pripremi srednjoročnih planova razvoja za razdoblje od 1981. do 1985. godine(Nacrt)), が提出された（1978 年 10 月）。これにもとづいてクロアチア共和国全体で、一斉に計画化が進行するのである。以下では、この草案の中で示された計画作成プロセスを紹介しよう（〔6〕, PP. 7—12）。（なお記述を簡潔にするために、何ヶ所かを部分的に削除してある。）

第1段階 発展の可能性の分析と指針の採択

- (1) 前期の発展の分析および1981—1985年の発展可能性の分析を行なうこと。  
——1979年5月10日（作業完了期日を示す。以下同様。）
- (2) 基層組織の計画の概要の草案作成のための指針，そして地域共同体の計画の概要に関する自主管理協定および社会政治共同体の計画の概要に関する協約の草案作成のための指針の提案準備。  
——1979年5月20日
- (3) (2)の指針の提案内容の確定。  
——1979年6月15日
- (4) 発展の可能性の分析およびそれに付随した指針の提案の検討そして指針の採択（決定）。  
——1979年7月31日

第2段階 計画の概要に関する自主管理協定・協約の準備・交渉・締結

- (5. 1) 経済集団および再生産コンプレックスの形成（共和国議会の指針に従って）。  
——1979年9月10日
- (5. 2) OOURの計画の概要の草案，地区共同体の計画の概要に関する自主管理協定の草案および社会政治共同体の計画の概要に関する協定の草案の準備（作成）。  
——1979年9月10日
- (6) 他の自主管理組織の計画の概要に関する自主管理協定の草案の準備（作成）。  
——1979年9月20日
- (7) OOURの計画の概要の草案，自主管理組織・共同体および地区共同体の計画の概要に関する自主管理協定の草案，そして社会政治共同体の計画の概要に関する協約の草案の確定。  
——1979年9月30日
- (8) 経済集団内部・外部のおよび再生産コンプレックス内部の社会的再生産にお

ける関係の調整に関する自主管理協定の草案の準備と確定。

——1979年10月5日

- (9) OOURの計画の概要の草案および自主管理組織・共同体、地区共同体、社会政治共同体の計画の概要に関する自主管理協定・協約の全ての草案（法律で定められた統一指標を含む）の公告と配布。

——1979年10月10日

- (10) 社会的生産における関係調整に関する自主管理協定の草案の協定参加者への配布。

——1979年10月15日

- (11) 計画の概要に関する自主管理協定・協約（ユーゴスラヴィア社会計画概要に関する協約を含む）の草案についての、および社会的再生産における関係調整に関する自主管理協定の草案についての、OOURの労働者評議会の立場の確定、および計画の概要に関する自主管理協定・協約の交渉・締結のための代表の決定。

——1979年11月15日

- (12) 計画の概要に関する自主管理協定・協約の交渉・締結。

——1980年4月15日<sup>(4)</sup>

- (13) OOURの計画の概要の提案および自主管理組織・共同体、地区共同体、社会政治共同体の計画の概要に関する自主管理協定・協約の提案の準備（作成）。

——1980年4月20日

- (14) OOURの計画の概要の提案の確定。

——1980年4月30日

- (15) 自主管理組織・共同体、地区共同体、社会政治共同体の計画の概要に関する自主管理協定・協約の案および社会的再生産における関係調整に関する自主管理協定案の確定。

——1980年5月25日

- (16、1) 計画の概要に関する自主管理協定・協約の案および社会的再生産における関係調整に関する自主管理協定案の、関連した計画化の担い手への公

布ないし配布。

——1980年5月31日

(16. 2) OOURの計画の概要の提案についての予備的討論。

——1980年5月31日

(17) OOURの計画の概要の確定。

——1980年6月5日

(18. 1) OOURの計画概要に関する意志決定。

——1980年6月25日

(18. 2) 地区共同体の計画概要に関する自主管理協定の当該要素についての地区共同体でのリファレンダム。

——1980年6月25日

(19) OOURの労働者評議会による、計画概要に関する自主管理協定・協約の締結。

——1980年7月1日

(20) 労働組織、地区共同体。(基層)自主管理利益共同体、内部銀行の計画概要に関する自主管理協定の締結。

——1980年7月10日

(21) 連合労働複合組織、連合労働組織の共同体、自主管理利益連合同体、基層銀行の計画の概要に関する自主管理協定、コミュニンの計画概要に関する協約および経済集団内部の社会的再生産における関係調整に関する自主管理協定の締結。

——1980年7月20日

(22) 自主管理利益共和国共同体の計画概要に関する自主管理協定、経済集団間のおよび再生産コンプレクス内部の関係調整に関する自主管理協定、およびコミュニン共同体の計画概要に関する協約の締結。

——1980年8月5日

(23) 対外経済関係を抜かう自主管理利益共同体の計画概要に関する自主管理協定および連合銀行の計画概要に関する自主管理協定の締結。

——1980年8月15日

(24) クロアチア社会計画の概要に関する協約の締結。

——1980年9月5日

(25) ユーゴスラヴィア社会計画の概要に関する協約の締結。

——1980年9月20日

### 第3段階 中期計画の採択

(26) 自主管理組織・共同体、地区共同体、社会政治共同体の計画の提案準備（作成）。

——1980年9月25日

(27) 自主管理組織・共同体、地区共同体、社会政治共同体の計画提案の確定。

——1980年10月25日

(28) 社会政治共同体の議会への、社会政治共同体の計画の配布。

——1980年10月31日

(29) 自主管理組織・共同体、地区共同体、社会政治共同体の計画の採択。

——1980年12月31日

以上がクロアチア共和国における全社会経済主体による計画作成プロセスである。共和国計画局により提案された作業プログラムは、その他に、全計画作成プロセスの一部としての、クロアチア共和国社会計画の準備作成のためのプログラムをも規定している（〔6〕，PP. 13—15）。それによると、クロアチア共和国社会計画は1979年4月から作業に入り、1980年10月31日までに共和国議会に提出されることになっている。

### 3. 2 連邦における計画作成プロセス

前節で示されたように、連邦でのSSPのプロセスは、共和国・自治州のそれと密接な関連を有し、かつそれに基づいている。したがって、全連邦での計画作成プロセスというのは、一般には、共和国・自治州での計画化プロセスの総括的表現である。しかし連邦での活動で1つだけ注目に値するのがある。それはユーゴスラヴィア社会計画1981—1985年の準備・作成プロセスである。連邦社会計画局により準備された『ユーゴスラヴィア社会計画1981—

1985年の概要に関する協約の準備・交渉・締結に関連した、およびユーゴスラヴィア社会計画1981—1985年の準備に関連した作業プログラム(案)『(Program rada u vezi sa dogovaranjem o osnovama društvenog plana Jugoslavije i sa pripremanjem društvenog plana Jugoslavije za period od 1981. do 1985. godine 《Predlog》) (1979年1月)により、そのプロセスをみてみよう。この作業プログラムは、全部で4つの活動から構成されている。

- (a)「社会計画の概要に関する協約からユーゴスラヴィア社会計画1981—1985年の草案までの基礎的・分析的素材の準備」；
- (b)「経済的に発展の不十分な共和国・自治州のより急速な発展政策の確定に関する素材の準備」；
- (c)「1981—1985年社会計画の概要に関する協約の準備」；
- (d)「ユーゴスラヴィア社会計画1981—1985年の草案の準備」の4つである。  
ここでは紙面の制約のため、(d)のプログラムだけを紹介しよう。

(d)「ユーゴスラヴィア社会計画1981—1985年の草案の準備」

1)「ユーゴスラヴィア社会計画1981—1985年の基本的内容の確定。

(作業の担い手)連邦社会計画局、共和国・自治州社会計画局、および協力機関として、当該連邦諸機関・諸組織。

(期 日)1979年2月

2)ユーゴスラヴィア社会計画1981—1985年の草案。

(作業の担い手)連邦社会計画局、共和国・自治州社会計画局、および協力機関として、当該連邦諸機関、諸組織。

(期 日)連邦執行評議会への配布——1980年4月15日；連邦議会への配付——1980年5月31日

3)ユーゴスラヴィア社会計画1981—1985年の提案。

(作業の担い手)連邦社会計画局、共和国・自治州社会計画局、および協力機関として、当該連邦諸機関・諸組織。

(期 日)1980年10月」([7], P. 31)

これらの作業プログラムから明確にみてとれるように、連邦における社会計画の準備は、各共和国・自治州の計画活動の相互調整に基づいているのであり、これがSSPの基本特性の1つである。(2節の「特徴3」を想起されたい。)

〔注〕

- (1) ユーゴにおける経済システム（とくに計画化システム）の変遷について、岩田〔2〕、第9章（および Niketić〔5〕）をみよ。
- (2) より詳細なリストについては、Madžar-Ostračanin〔4〕、P. 19を参照されたい。なおこれらは全て連邦レベルのものであり、この他に、各共和国・自治州（全部で8つ）はそれ以上の数の独自の法律・協約・決議などをもつ。
- (3) 各自主管理組織・共同体は、短期・長期をあわせていくつかの計画を作成するが、その中でもとりわけ社会的に重要であるとみなされているのは、中期計画（5ヶ年計画）である。（『社会計画法』第10条）
- (4) 期限に注目されたい。(Ⅰ)のスラップと(Ⅱ)のスラップの間には5ヶ月もの長い期間がとってある。他のスラップが比較的短期間に終了することを考えれば、このスラップ(Ⅱ)（つまり、各主体間での自主管理協定・協約の交渉・締結）がいかに重視され、また、全プロセスの中で重要な役割を果たしているかが理解されるであろう。

〔引用文献・資料〕

- 〔1〕 阿部望、「自主管理型社会主義における計画化の現実」、『経済評論』、1980年4月号。
- 〔2〕 岩田昌征、『社会主義の経済システム』、新評論、1975年。
- 〔3〕 Izveštaj o funkcioniranju samoupravnog sistema planiranja u procesu primjene zakona o osnovama sistema društvenog planiranja i o društvenom planu Jugoslavije（社会計画法の適用プロセスにおける自主管理計画化システムの機能に関する報告）、Beograd, 1977。
- 〔4〕 Madžar, L.J. and Ostračanin, M., “Društveno dogovaranje o osnovama plana kao element sistema društvenog planiranja”（社会計画化システムの構成要素としての計画の概要に関する社会協約）, *Ekonomska Misao*, vol. xl, No 2。
- 〔5〕 Niketić, R., Planiranje društvenog i socijalnog razvoja u udruženom radu（連合労働における連合体的・社会的発展の計画化）, Beograd, 1977。
- 〔6〕 Program rada na pripremi srednjoročnih razvoja za razdoblje od 1981. do 1985. godine (Nacrt)（1981—1985年中期発展計画の準備に関する作業プログラム《草案》）, Zagreb, 1978。
- 〔7〕 Program rada u vezi sa dogovaranjem o osnovama društvenog plana Jugoslavije i sa pripremanjem društvenog plana Jugoslavije za period od 1981.

do 1985. godine ( Predlog) (ユーゴスラヴィア社会計画 1981—1985 年の概要に関する協約の準備・交渉・締結に関連した, およびユーゴスラヴィア社会計画 1981—1985 年の準備に関連した作業プログラム《案》), Beograd, 1980.

- [ 8 ] Ustav Socijalističke Federativne Republike Jugoslavije (ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国憲法), 1974.
- [ 9 ] Zakon o osnovama sistema društvenog planiranja i o društvenom planu Jugoslavije (社会計画化システムの基礎について, およびユーゴスラヴィア社会計画についての法律), 1976.